令和８年第２回定例会

会期　　令和８年８月２４日（月）　１　日　限
場所　　庄内町役場　議場

令和８年第２回庄内広域水道企業団議会
定例会会議録

令和８年８月２４日（月曜日）午後２時３０分　開議

~~~~~~

◎出欠席議員氏名

議　　長　　佐　藤　　猛　　副議長　　加　藤　鑛　一

出　席　議　員　　（１３名）

１　番	加　藤　鑛　一	２　番	田　中　　宏
３　番	黒　井　浩　之	４　番	金　内　　理
５　番	佐　藤　久　樹	６　番	佐　藤　昌　哉
７　番	後　藤　　啓	８　番	武　田　恵　子
９　番	田　中　　斉	１０　番	市　村　浩　一
１１　番	佐　藤　　猛	１２　番	伊　藤　和　美
１３　番	上　野　幸　美		

欠　席　議　員　　（なし）
~~~~~~

◎説明のために出席したもの

企業長（鶴岡市長）	佐藤　聡	副企業長（庄内町長）	富樫　透
副企業長（酒田市長）	矢口明子		
監査委員	大石　薫	監査委員	安藤一雄
事務局長	五十嵐泰彦	技監	髙橋春樹
総務課長	松倉和歌子		
鶴岡事務所長	加藤　誠	酒田事務所長	齋藤　圭

◎出席書記

書記長	松倉和歌子	書記	齋藤　登
書記	後藤　佳	書記	叶野裕之
書記	本間伸一	書記	服部紀子
書記	佐藤陽子	書記	菅井菜摘

~~~~~~

◎議事日程

議事日程第１号

令和８年８月２４日（月）午後２時３０分　開議

第　１　　改選議員の議席の指定

第　２　　会議録署名議員の指名

第　３　　会期の決定

第　４　　議会運営委員会委員の選任

第　５　　報 第 ３ 号　専決事項の報告について（令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第１号））

第　６　　報 第 ４ 号　専決事項の報告について（令和８年度庄内広域水道企業団特別職に属する者の費用弁償に関する条例の一部改正）

第　７　　報 第 ５ 号　専決事項の報告について（令和８年度庄内広域水道企業団特別職に属する者の報酬に関する条例の一部改正）

第　８　　議第３５号　令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第２号）

第　９　　議第３６号　庄内広域水道企業団給水条例の一部改正について
~~~~~~

~~~~~~

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

~~~~~~

◎開　　会

○議長　佐藤猛議員

ただいまから、令和８年第２回庄内広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

本日の欠席届出者はございません。出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から、議場内での撮影の願いが出ておりまして、議長において、これを許可しておりますので、ご了承のほどよろしくお願いをいたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第１号によって議事を進めます。

~~~~~~

◎日程第１　改選議員の議席の指定

○議長　佐藤猛議員

日程第１、改選議員の議席の指定を行います。 改選されました議員の議席は、庄内広域水道企業団議会会議規則第３条第２項により、議長において指定いたします。伊藤和美議員の議席を 12 番、上野幸美議員の議席を 13 番と指定いたします。

~~~~~~

◎日程第２ 会議録署名議員の指名

○議長　佐藤猛議員

日程第２、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、庄内広域水道企業団議会会議規則第74条の規定により、議長において指名をいたします。３番黒井浩之議員、８番武田恵子議員を指名いたします。

~~~~~~

◎日程第３　会期の決定

○議長　佐藤猛議員

次に、日程第３、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期につきましては、先に議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について、委員長の報告を求めます。６番佐藤昌哉議会運営委員長。

（議会運営委員長　佐藤昌哉議員　登壇）

○議会運営委員長　佐藤昌哉議員

令和８年第２回庄内広域水道企業団議会定例会の会期につきましては、去る８月17日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、本日１日限りとすることに決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長　佐藤猛議員

お諮りいたします。ただいま、議会運営委員長より報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日１日限りと決定いたしました。

~~~~~~

◎日程第４　議会運営委員会委員の選任

○議長　佐藤猛議員

日程第４、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。庄内町選出議員の改選に伴い、現在１名の欠員がございます。お諮りいたします。補欠委員の指名につきましては、庄内広域水道企業団議会運営委員会条例第４条の規定により、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。庄内町選出の上野幸美議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~~

◎提案説明

○議長　佐藤猛議員

次に、本定例会に提案されております報第３号「専決事項の報告について（令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第１号））」から議第36号「庄内広域水道企業団給水条例の一部改正について」までの議案５件について、提案者の説明を求めます。企業長。

（企業長　佐藤　聡　登壇）

○企業長　佐藤聡鶴岡市長

本日、令和８年第２回庄内広域水道企業団議会定例会を招集申し上げたところ、議員の皆様方には何かとご多用のところ、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、去る７月24日には山形県企業局が運営する庄内広域水道用水供給事業と庄内広域水道企業団が運営する水道事業との統合、いわゆる垂直統合について、山形県企業管理者と庄内広域水道企業団企業長との間で覚書を締結いたしました。議員の皆様方には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

それでは、今議会に上程いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げます。議案は、専決処分３件、補正予算１件、条例改正１件の計５件でございます。

報第３号「専決事項の報告について」は「令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第１号）」に係る専決事項の報告であります。鶴岡市内における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金の減免のほか、南北連絡管等基本設計・測量設計業務委託契約について、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

報第４号「専決事項の報告について」は「庄内広域水道企業団特別職に属する者の費用弁償に関する条例の一部改正」に係る専決事項の報告であります。国家公務員の旅費制度の改正及び構成市町の旅費制度の改正に伴い、改正条例を企業団の事業開始後直ちに適用させるため、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

報第５号「専決事項の報告について」は、「庄内広域水道企業団特別職に属する者の報酬に関する条例の一部改正」に係る専決事項の報告であります。国家公務員の旅費制度の
~~~~~~

改正及び構成市町の旅費制度の改正に伴い、改正条例を企業団の事業開始後直ちに適用させるため、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行いましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議第35号「令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第２号）」は、上下水道ガス料金システム構築業務委託契約において、債務負担行為の限度額を変更するものです。

議第36号「庄内広域水道企業団給水条例の一部改正について」は、災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定をした者が給水装置工事を行うことができるよう、改正を行うものです。

各議案の細部につきましては、議事の進行に従いまして、関係職員に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

~~~~~~

◎日程第５　報第３号　専決事項の報告について（令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第１号））

〇議長　佐藤猛議員

次に、日程第５、報第３号「専決事項の報告について（令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第１号））」を議題といたします。事務局より詳細説明を求めます。事務局長。

〇事務局長

報第３号「専決事項の報告について（令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第１号））」について、説明いたします。議案書フォルダ内の該当ファイルをご覧ください。鶴岡市内における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金の減免について、収益的収入として鶴岡市一般会計からの負担金の増額と水道料金減免相当額の減額を、収益的支出として水道料金システムの改修に係る経費を計上するものです。全体としては、収益的収入として2,980万円の減額、収益的支出として830万円の増額の補正となります。なお、水道基本料金は本体に消費税が上乗せされていますが、鶴岡市から受け入れる負担金のうち基本料金減免相当分については、消費税を除いた本体額分のみの補填となっています。今回の補正では、消費税込みの基本料金収入を減額し、基本料金本体分のみの負担金受入れを増額とするため、結果として消費税相当額が減収となりますが、消費税は仮に負担金に上乗せして受け入れたとしても最終的に国に納付するものであり、もともと事業収益とはならないため、損益計算上に影響はなく、水道事業経営にも影響を及ぼすものではありません。また、南北連絡管等基本設計・測量業務委託に係る水道水源開発等施設整備費補助金の事業採択により、複数年での事業発注が可能となったことにより債務負担行為を追加計上するものです。具体的には、期間を令和８年度から令和10年度までとし、限
~~~~~~

度額を２億7,365万7,000円とするものです。両補正事項は、企業団の事業開始後直ちに着手する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第１項の規定により令和８年４月１日に専決処分したので、承認を求めるため提案するものです。３ページ目以降が補正予算に関する説明書ですが、この説明は省略させていただきます。よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　佐藤猛議員

これより報第３号「専決事項の報告について（令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第１号））」について質疑を行います。質疑のある方、ご発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

では、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

では、討論を終結いたします。これより、採決いたします。報第３号「専決事項の報告について（令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第１号））」を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長　佐藤猛議員

起立全員であります。よって報第３号については、原案のとおり承認されました。

~~~~~~

◎日程第６　報第４号　専決事項の報告について（庄内広域水道企業団特別職に属する者の費用弁償に関する条例の一部改正）

○議長　佐藤猛議員

次に、日程第６、報第４号「専決事項の報告について（庄内広域水道企業団特別職に属する者の費用弁償に関する条例の一部改正）」を議題といたします。事務局より詳細説明
~~~~~~

を求めます。事務局長。

○事務局長

報第４号「専決事項の報告について（庄内広域水道企業団特別職に属する者の費用弁償に関する条例の一部改正）」について、説明いたします。議案書フォルダ内の該当ファイルをご覧ください。国家公務員の旅費制度の改正及び構成市町の旅費制度の改正に伴い、旅行に係る各経費を定額支給から実費支給に改めるほか、日当・食卓料の廃止、宿泊手当の新設など、本条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、改正条例を企業団の事業開始後直ちに適用させるため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第 179 条第１項の規定により令和８年４月１日に専決処分したので、承認を求めるため提案するものです。４ページ目以降が新旧対照表です。よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　佐藤猛議員

これより報第４号「専決事項の報告について（庄内広域水道企業団特別職に属する者の費用弁償に関する条例の一部改正）」について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

これで質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

では討論を終結いたします。これより採決いたします。報第４号「専決事項の報告について（庄内広域水道企業団特別職に属する者の費用弁償に関する条例の一部改正）」を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長　佐藤猛議員

起立全員であります。よって報第４号については、原案のとおり承認されました。

~~~~~~
~~~~~~

◎日程第７　報第５号　専決事項の報告について（庄内広域水道企業団特別職に属する者の報酬に関する条例の一部改正）

○議長　佐藤猛議員

次に、日程第７、報第５号「専決事項の報告について（庄内広域水道企業団特別職に属する者の報酬に関する条例の一部改正）」を議題といたします。事務局より詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長

報第５号「専決事項の報告について（庄内広域水道企業団特別職に属する者の報酬に関する条例の一部改正）」について、説明いたします。議案書フォルダ内の該当ファイルをご覧ください。国家公務員の旅費制度の改正及び構成市町の旅費制度の改正に伴い、日当の廃止を受けて、特に議員が議会等に出席したときに、これまで日当を支給していたところ、報酬として支給することに改めるため、本条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、改正条例を企業団の事業開始後直ちに適用させるため議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第 179 条第１項の規定により令和８年４月１日に専決処分したので、承認を求めるため提案するものです。４ページ目が新旧対照表です。よろしくご審議のうえ、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　佐藤猛議員

これより報第５号「専決事項の報告について（庄内広域水道企業団特別職に属する者の報酬に関する条例の一部改正）」について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

ございませんか。はい。ではここで質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

では討論を終結いたします。これより採決いたします。報第５号「専決事項の報告について（庄内広域水道企業団特別職に属する者の報酬に関する条例の一部改正）」を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長　佐藤猛議員

起立全員であります。よって報第５号については、原案のとおり承認されました。

~~~~~~

◎日程第８　議第３５号　令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第２号）

○議長　佐藤猛議員

次に、議第35号「令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第２号）」を議題といたします。事務局より詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長

議第35号「令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第２号）」について、説明いたします。議案書フォルダ内の該当ファイルをご覧ください。上下水道ガス料金システム構築業務委託契約において、物価高騰などによる経費の見直しに伴い、債務負担行為の限度額を１億8,943万円から２億1,784万円に変更するものです。この上下水道ガス料金システムは、企業団として賦課徴収する水道料金のほか、鶴岡市、酒田市及び庄内町における下水道等使用料、そして、庄内町におけるガス料金の賦課徴収も一体的に行うためのシステムです。企業団においてシステムを構築し、料金等の賦課徴収も企業団が行うもので、各市町の下水道事業、ガス事業からは、システム構築のための負担金を頂戴することになります。なお、料金等の賦課徴収に当たっても応分の負担をいただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　佐藤猛議員

これより議第35号「令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第２号）」について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言をお願いいたします。２番田中議員。

○２番（田中宏議員）

こちらが、債務負担限度額が１億8,943万円から２億1,784万円ということで、15％ぐらいの増額かと思います。それで今回の増額15％、物価の上昇に見合ったものというだけではちょっと高いかなという印象もちょっと受けたものですから、当初と同一仕様のままで価格上昇されるものなのか、それともシステム仕様の変更ですとか、あるいは業務内容の追加・変更などが伴うものなのか、そのあたりの内訳、教えてください。

○総務課長
~~~~~~

ただいまのご質問の増額分の内訳につきましてですけれども、物価上昇分プラス端末、用意するパソコンの台数の見直しですとか、検針に伴う検針員が持つべき検針用の機械の台数の見直しといったようなものが実際は含まれてございます。大きな仕様の変更はございませんが、そういった電子計算機器の数の見直し及びそれの物価高騰が主な要因となってございます。以上です。

○２番（田中宏議員）

その増額は、当初からそのあたり細かい見通し立てると増えるかなと思っていたものなのか、それとも何か別の理由で台数の見直しなどが行われたのものなのか、教えてください。

○総務課長

ただいまのご質問ですけれども、当初こちらの方で想定していた業務内容のままで運用することが困難である箇所ですとか、また内容の精査などにより変更となったものでございます。以上です。

○議長　佐藤猛議員

よろしいですか。では、他にございますか。

（「なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

では、ないようですので質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

では討論を終結いたします。これより、採決いたします。議第35号「令和８年度庄内広域水道企業団補正予算（第２号）」を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長　佐藤猛議員

起立全員であります。よって議第35号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~~

◎日程第９　議第３６号　庄内広域水道企業団給水条例の一部改正について

○議長　佐藤猛議員

次に、議第36号「庄内広域水道企業団給水条例の一部改正について」を議題といたします。事務局より詳細説明を求めます。事務局長。

○事務局長

議第 36 号「庄内広域水道企業団給水条例の一部改正について」を説明いたします。議案書フォルダ内の該当ファイルをご覧ください。給水条例第 13 条第１項において、「給水装置工事は、企業長又は企業長が指定をした者が施行する」とされているところ、災害その他非常の場合において、円滑な復旧工事の実施を図るため、他の水道事業者又は他の水道事業者が指定をした者が給水装置工事を行うことができるよう、同条同項にただし書きを加えるものです。この改正は、能登半島地震の際に、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化したことを背景に、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長通知、いわゆる「技術的助言」によって、規程等の改正に向けた記載例が参考提示されたことを受けてのものです。２ページ目が新旧対照表です。よろしくご審議のうえ、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　佐藤猛議員

これより、議第36号「庄内広域水道企業団給水条例の一部改正について」の質疑に入ります。質疑のある方、ご発言をお願いいたします。２番田中議員。

○２番（田中宏議員）

今の議案ですけれども、先日日本水道協会ですか、全国的な応援体制によることを想定されているということを伺っておりますけれども、そこで全国から応援を受けて復旧工事を行う制度上の環境は整うんだと思います。それで、一方大規模災害においては応援要請するだけではだめで、被害状況の把握ですとか応援部隊をどのように配置して、それから必要な資材の確保などなど受援体制が重要だとされています。企業団としては、大規模災害時水道復旧に関する受援計画ですとか、具体的な手順、今わかる範囲でお示しいただければ大変ありがたいです。

○技監

ただいまお尋ねの件に関しましてお答え申しあげます。全国的に受援体制の不備という部分で、問題になっております。日本水道協会においても、特別チームを作って受援体制の強化というのを現在図っているところとなっております。当企業団におきましても、同
~~~~~~

様に受援体制の構築が求められるわけではございます。ただ残念ながら今のところ十分な受援体制の構築には至っておりませんので、先進事例等参考にしながら、日本水道協会の指示を仰ぎながら調整してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○２番（田中宏議員）

わかりました。なにしろ鶴岡市、酒田市、庄内町というこのすごい広大なエリアでもありますし、災害時、災害の種類にもよりますけれども、同時に広域において被災するということも考えられると思いますので、是非ともそのあたり詳細な何かマニュアル的な、他所から来た方などがすぐわかるという何かがなければできないかなと思いますので、是非ともよろしくお願いいたします。以上です。

○議長　佐藤猛議員

では、他に質疑のある方、ご発言をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

では、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長　佐藤猛議員

討論もないようですので、討論を終結いたします。これより、採決いたします。議第36号「庄内広域水道企業団給水条例の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長　佐藤猛議員

起立全員であります。よって議第36号については、原案のとおり可決されました。

~~~~~~

◎閉　　会

○議長　佐藤猛議員

以上をもちまして、今定例会の議事全てを終了いたしました。これをもちまして、令和
~~~~~~

８年第２回庄内広域水道企業団議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

（午後２時５９分）

~~~~~~

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議会議長

議会副議長

議会議員

議会議員
~~~~~~